

# 委 託 契 約 書 (案)

- 1 契約業務名 生物資源開発研究センター 植栽維持管理業務
- 2 契約金額 年 額 金 円  
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円)  
四半期額 金 円  
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円)
- 3 契約期間 平成30年4月1日 から 平成31年3月31日
- 4 履行場所 福井県あわら市二面88-1  
公立大学法人福井県立大学 生物資源開発研究センター
- 5 契約保証金 金 円

- ※ 契約保証金は、契約金額（年額）の100分の10以上。
- ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
- ※ 契約事務取扱細則第38条第1項に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、（以下「乙」  
という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 4月 1日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人 福井県立大学  
理事長 林 雅則

乙

## 契 約 条 項

### (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

### (委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別添実施要領（または仕様書）および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

### (調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (実績報告および検査)

第6条 乙は、3か月ごとの委託業務が終了したときは、速やかに実施要領（または仕様書）に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は委託業務が実施要領等に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

### (委託料の支払)

第7条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して3か月ごとに委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日の翌月の25日までに委託料を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

### (履行遅延)

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

### (契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲はその超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合は、甲はこれを請求しない。

4 委託業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める

(著作権等権利の処理)

第12条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(個人情報保護)

第15条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

(グリーン購入)

第16条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

# 一 般 共 通 仕 様 書

## 1 節 一 般 事 項

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1. 1 共通仕様書の適用範囲  | 特記以外は、この共通仕様書による。  |
| 1. 2 設計図書        | 設計図書とは、図面および仕様書をいう。  |
| 1. 3 監督員         | 監督員とは、契約書に規定する監督職員をいう。   |
| 1. 4 疑義に対する協議    | 設計図書に明記のない場合または疑いを生じた場合は監督員と協議する。  |
| 1. 5 協議の結果の処置    | a 必要に応じて契約の変更が行われる。<br>b 契約の変更に至らぬ事項は3. 3項による。   |
| 1. 6 官公署その他への手続き | a 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、受託者の費用および責任において、速やかに行う。<br>b 甲の責務による官公署その他への手続きを要するときは、関係書類を作成し、監督員に提出する。 |
| 1. 7 別契約の関係業務    | 別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者と協力し、円滑に業務を遂行する。  |

## 2 節 業 務 管 理

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 2. 1 作業責任者 | 作業責任者とは、契約書に規定する業務責任者をいう。ただし、作 |
|------------|--------------------------------|

	業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。
2. 2 安全衛生管理	<p>a 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関連法令等に従って、これを行う。 別に責任者が定められた場合は、これに協力する。</p> <p>b 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。</p>
2. 3 災害および公害防止	<p>a 管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</p> <p>(2) 公害の防止に努める。</p> <p>(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。</p>
2. 4 臨機の処置	災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直にその経費を監督員に報告する。
2. 5 養生	在来部分などで汚染または損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生する。
2. 6 あと片付け	管理業務完了に際しては、作業現場内外のあと片付けおよび清掃を行う。
2. 7 作業員の資格	管理業務のうち、法令および仕様書等で規制のあるものは、有資格者がその取扱いをしなければならない。
2. 8 使用材料	管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好のものを使用する。規格等の指定のあるものは、規格品を使用する。
2. 9 破損個所の措置	管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持できる程の応急処置を施し、直ちに監督員に報告する。

2. 10 光熱・水道等の利用 光熱・水道・休息・道具または資材置場等の利用は作業実施計画書（後述）により、監督員の承認を得て無償で使用できる。

### 3 節 実施計画書、記録、その他

3. 1 作業実施計画書 管理作業の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項について作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は速やかに変更する部分を書面にて監督員に提出する。
- (1) 作業全体の工程表および実施工程表
  - (2) 作業現場の明示および作業時間等
  - (3) 作業員および資格等
  - (4) 使用機器および材料
  - (5) 測定方法および記録例等
3. 2 作業の打合せ 作業の実施に当たり、事前に当該建物管理者と作業内容について十分打合せをし、執務に支障のないようにする。
3. 3 作業実施の記録、報告等
- a 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者または監督員へ提出するとともに、細部について報告し、確認を得る。
  - b 管理業務終了後では容易に点検できない部分および監督員の指示する箇所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

# 福井県立大学生物資源開発研究センター 植栽維持管理業務特記仕様書

## I 概要

1 名称	植栽維持管理業務		
2 場所	あわら市二面88-1		
3 種目	樹木	高中木	918本
		低木	21,499本
	芝生面積		16,783㎡
	地被類面積		918㎡
	水生植物面積		350㎡

## II 植栽維持管理業務仕様

### 1 共通仕様

特記事項に記載されていない事項は、すべて「一般共通仕様書」による。

### 2 作業内容

この仕様は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、植栽管理上または美観上特に必要な業務で軽微な業務については、甲乙協議のうえ、受託金額の範囲内で作業内容を変更できるものとする。

#### (1) 作業場所および内容

別紙「委託業務設計書」

「センター内植栽配置図」

「植栽数量一覧表」

「植栽管理業務工程計画表」

「植栽管理表」

による。

#### (2) 作業責任者

作業員を総括する責任者を1名置き、当該責任者は監督職員との連絡調整を図るとともに作業員の監督に当たる。

#### (3) 作業員の服装等

作業員は業務に応じた機能的かつ統一した清潔な服装、帽子、ヘルメット等を着用し、名札を付けるものとする。費用は乙の負担とする。

#### (4) 使用機械器具、諸材料等

全て乙の判断によりその負担で準備することとなるが、人体に無害で、周辺に悪影響をおよぼさないものを用いること。

#### (5) 水の使用

散水等で使用する水は、植栽用の水栓その他の水栓を使用するものとするが、事前に監督職員に連絡を行うこと。

(6) 作業中の危険防止

高所、通路上における作業の場合は、作業の安全を確保するための措置を講ずるものとする。

(7) 作業実施計画書

作業を行うに当たっては、作業実施計画書を作成し、前月末日までに提出するものとする。

(8) 作業実施記録

作業後は、作業実施記録書を作成して甲に提出し、作業の報告を行うものとする。必要と認められるときは、写真を撮影し添付する。

(9) その他留意事項

作業員は、その行動により県が非難されることがないように注意しなければならない。

また、構内道路および駐車場での作業車両等の運転に当たっては、速度を十分に落すこと。また、作業車両の乗り入れは、必要最小限にとどめること。

### 3 作業の方法

#### イ 施肥

肥料が直接根に触れることのないように施すこと。

芝生 1 m<sup>2</sup>につき 30 g 以上とすること。

#### ロ 殺虫剤散布 (1, 000 倍液)

散布に当たっては、人畜、車両等に十分注意すること。

また、散布後、注意札を設置すること。

#### ハ 灌水

水が十分に浸透するまで灌水すること。特に、植栽が枯れることがないように注意すること。

#### ニ 雪吊等

雪つり作業はなしとすること。

#### ホ 芝生等除草剤散布

散布は、雨天後や降雨のおそれがある時は避け、散布後、少なくとも 24 時間は降雨の心配がないときに行うこと。

芝生 1 m<sup>2</sup>につき 0.5 g 以上とすること。

### 4 その他

外国産樹木の自然植生を観察・研究するため、管理棟周辺の芝生区域 (A、C、D、F 区域) の中に種子由来の樹木を植栽していることから、次の事項に留意すること。

イ 芝生に除草剤を散布する際、植栽した樹木に直接かからないよう注意すること。

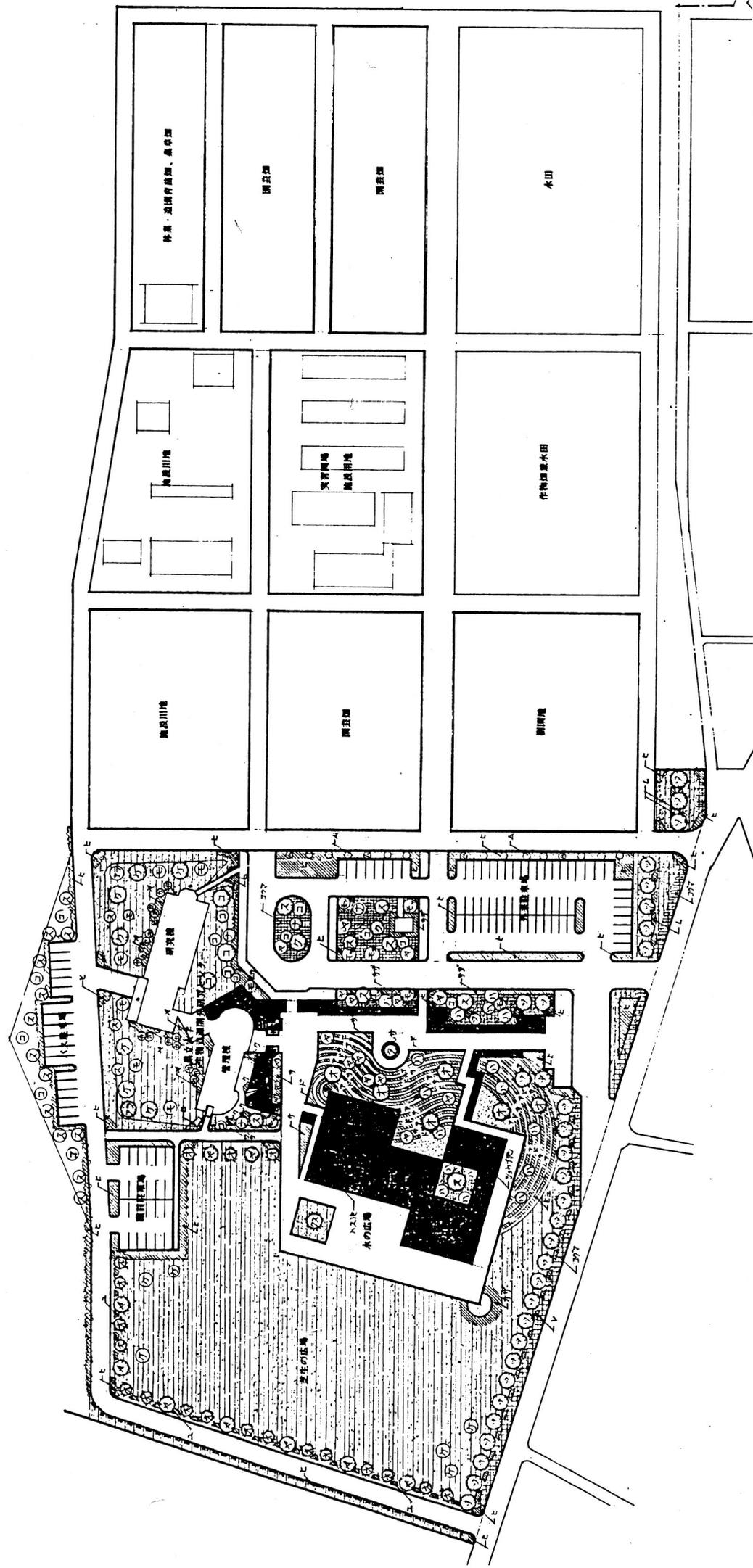
ロ 芝刈りの際、樹木を傷つけないよう注意すること。

ハ 施肥および灌水は、他の植栽樹種に準じて行うこと。

年度	3	植栽計画図
期	3年6月	
工務名	福井県	
担当者	土木部 営繕課	

国立大学生物資源学総合研究センター

苗木	中木	低木	地被
ク: クロマツ サ: クヤギ コ: コブシ ス: スダジイ ツ: ツメイトツ	ヨ: コナラ ス: スギ ム: ムクゲ ナ: ナンキンハゼ ハ: ハナミズキ	モ: モミヅ モ: モッコク ヤ: ヤマボウシ カ: カメシロ	コブシ ツバキ アザミ アザミ
		ヒュ: ヒメカサネ ユ: ユキヤナギ サ: サツキ サ: ササヅカ ド: ドクダミ	コブシ ツバキ アザミ アザミ





県立大学生物資源開発研究センター 植栽維持管理業務工程計画表

工程	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
<b>樹木管理</b>													
<del>剪定</del> 剪定		↔	↔			↔							実施せず 花が咲き終わってから。必要に応じて秋にも実施
施肥		↔	↔	↔		↔							低木を除く。 病害虫の発生状況に応じて行う。
<del>灌水</del> 灌水													実施せず
〃													実施せず 天候の状況に応じて行う。
雪吊り													〃
除草(手取り)		←											実施せず 低木のみ。(2, 400㎡)
<b>芝生管理</b>													
目土				↔									
病害虫防除		↔	↔	↔		↔							病害虫の発生状況に応じて行う。
施肥		↔	↔										
除草剤散布		↔	↔										温室周辺には除草剤は散布しない。
<del>除草</del> 芝刈り		↔	↔	↔		↔							実施せず
〃													実施せず 天候の状況に応じて行う。
灌水				←									
<b>地被類管理</b>													
病害虫防除													
<del>施肥</del>													実施せず
除草(手取り)		←											実施せず 天候の状況に応じて行う。
灌水				←									実施せず 天候の状況に応じて行う。
<b>水生植物管理</b>													
<del>施肥</del>													実施せず
<del>除草</del>													実施せず
<del>根切り</del>													実施せず

低回数是最良のものであり、設計書の回数に満たない業務については、満たない部分については監督者と打ち合わせの上、適切な時期に履行すること。

※工程は目安であり、実際の業務に当たっては、天候等に応じて最適な時期に行うものとする。

県立大学生物資源開発研究センター 植栽管理表 (樹木)

No. 1

区分	規格 高さ、枝張	樹種等	数量	剪		施肥		病虫害防除		灌水		雪吊		除草手取り		備考
				回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期	
高木		クロマツ	3													
	C=1.0球置	ケヤキ	9	1	6月	3	5月~10月									実施せず
		コブシ	3													
		スダジイ	8													
		ソメイヨシノ	34													
		ヤマモモ	9													
		クスノキ	1													
		アラカシ	3													
		コナラ	12													
		ナンキンハゼ	3													
		ヤマモミジ	1													
		ゲッケイジュ	3													
計			89本													
中木		オトメツバキ	24	1	6月	3	5月~10月	1	7月~9月							
		ハナミズキ	17													
		モッコク	7													
		ヤマボウシ	15													
		サザンカ	750													
		ムクゲ	16													
計			829													
低木		キンメツゲ	2,888	2	5月~10月	3	5月~10月	1	7月~9月					2	5月~10月	
		サツキツツジ	1,760													
		ヒュウガミズ	616													
		ドウダンツツ	4,768													
		ヒラドツツジ	9,187													
		アベリア	2,280													
計			21,499													

回数は最低限のも  
のであり、設計書の  
回数に満たない業  
務については、満た  
ない部分について  
監督者と打ち合わせ  
の上、適切な時期  
に履行すること。

県立大学生物資源開発研究センター 植栽管理表（芝生等）

No. 2

区分	樹種等	数量	目		病害虫防除		施肥		除草剤散布		除草手取り		芝刈		灌水		根切り	
			回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期	回数	時期
芝生	高麗芝	15,722	1	7月	2	5月~10月	1	5月	2	5月~10月								
	洋芝	1,061	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								
計		16,783㎡																
地被類	クマザサ	728									1	5月~10月			1	7月~9月		
	シバザクラ	190									〃	〃			〃	〃		
計		918㎡																
水生	花シヨウブ	140																実施せず
	花ハス	210																実施せず
計		350㎡																

回数は最低限のもの  
であり、設計書の回数  
に満たない業務に  
ついては、満たない  
部分について監督者  
と打ち合わせの上、  
適切な時期に履行す  
ること。